

回 覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ 納税に関するお知らせ

7月は固定資産税・都市計画税 第2期、国民健康保険税 第2期の納期月です。納税は早めに済ませましょう！

納期限：7月31日(水)

○ 納税には便利な口座振替のご利用をおすすめします。

納期限にお届けの預貯金口座から自動的に振替納税されますので、納付忘れもなく大変便利です。預貯金通帳と口座届出印をご持参のうえ、金融機関の窓口または市役所収納課、各地域振興局税務担当窓口で手続きをお願いします。(口座振替開始まで40日程度必要になります。お早めに手続きをお願いします。)

○ 7月の夜間納税相談窓口

収納課では、市税の納税相談窓口を下記のとおり開設しますのでご利用ください。(市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道使用料等の取り扱いはできませんのでご了承ください。)

- ・日 時 7月22日(月) 午後6時 ~ 午後8時
 - ・場 所 松阪市役所 収納課窓口 (TEL 53-4021・53-4022)
- ※振興局及び出張所では開設しません。

○ お知らせ

納税通知書及び納付書などに記載してある納期限について、平成31年5月1日以降の日付で「平成31年」の場合は「令和元年」、「平成32年」の場合は「令和2年」に、それぞれ読み替えてください。

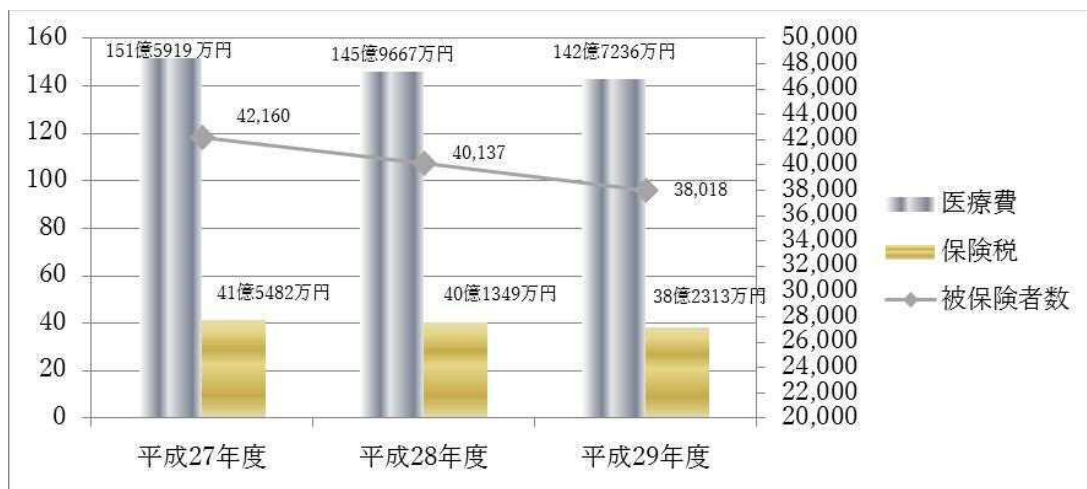
松阪市役所 収納課 TEL 53-4021

※裏面もご覧ください

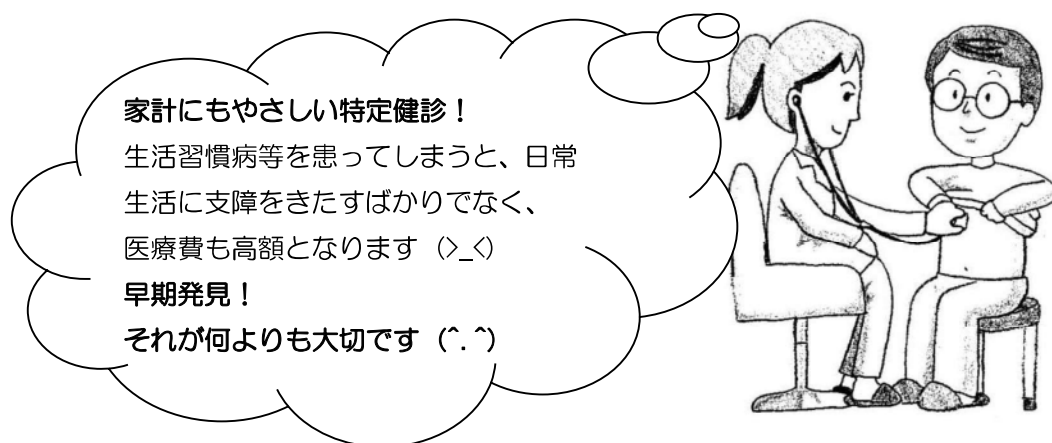
国民健康保険についてのお知らせ

国民健康保険は、病気やケガをしたとき治療費の一部を病院の窓口で支払うだけで、安心して治療が受けられる公的な医療保険制度です。

この国民健康保険は、皆さんに納めていただく保険税と国・県・市の補助金などを財源として運営されています。表に示したように多額の医療費の中で、保険税の納付が滞ると国民健康保険の運営に支障をきたすことになりますので、必ず納期限内に納めましょう。



また、7月からは国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方を対象にした特定健康診査を実施します。対象者の方には受診券を6月下旬にお送りしていますので、ご自身の健康のため、年に一度の健診を受けましょう。



「あなたの健康大丈夫？ 年に一度の特定健診！」